平成２１年（フ）第４６号
徳島三好市池田町ウエノ3077番地　宮内アパート
債務者　本間秀二三
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４７号
徳島県三好市池田町ウエノ3077番地　宮本アパート
債務者　本間　律子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４８号
徳島県三好市東祖谷菅生246番地１、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原1164
債務者　舟本　　正
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５１号
徳島県三好市東祖谷若林39番地１、前住所高知県香美郡野市町東佐古712番地98
債務者　野久保俊雄
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５２号
徳島県三好市池田町州津藤ノ井575番地１
債務者　森　　晴子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県嘉麻市上臼井1455番地１
債務者　行武　津盛
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第７６号
福岡県柳川市新船津町35番地
債務者　徳永　節雄
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
福岡県柳川市新船津町35番地
債務者　徳永　和子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
福岡県田川郡赤村大字内田2223番地20
債務者　鈴木　龍二
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県田川郡糸田町3758番地６
債務者　柳本　康**徳**
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　中野　順子（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２９号
長崎県対馬市厳原町西里112番地９
債務者　阿比留武則
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
宮崎県串間市大字大納1069番地
債務者　山本かおり（旧姓法元）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
宮崎県日南市大字星倉1892番地１
債務者　毛利　智子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
宮崎県都城市高城町穂満坊2468番地　町住44―12―４、住民票上の住所宮崎県都城市高城町穂満坊2468番地
債務者　椎屋　一豊
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６９号
宮崎県都城市志比田町4992番地　泉の郷７号
債務者　壹岐　武敏
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７９号
宮崎県小林市大字堤2658番地30
債務者　黒仁田照夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８０号
宮崎県小林市大字堤2658番地30
債務者　黒仁田まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部